

被処分者の氏名又は法人名称	西内 洋喜
登録番号又は法人番号	07100313
所属する単位会	千葉県行政書士会
事務所名称	行政書士西内総合法務事務所
事務所所在地	千葉県習志野市大久保1丁目4番16-103号
処分年月日	平成28年12月12日
処分内容（種類）	廃業の勧告及び1年間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	西内洋喜会員は、千葉県行政書士会会則第16条による納付すべき会費を正当な理由なく滞納したことによる。 よって、千葉県行政書士会会則第24条及び第26条に違反。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	千葉県行政書士会会則第24条 本会は、会員が法又は千葉県知事の処分に違反したとき、又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、若しくは本会の会則に違反したときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。 千葉県行政書士会会則第26条第4項第1号 前項の規定による綱紀委員会の開催後、なお3ヶ月以内に会費の納入がない場合には、会員として業務を継続して行う意思がないものとみなして以下の勧告を行うものとする。 一 個人会員に対しては廃業の勧告